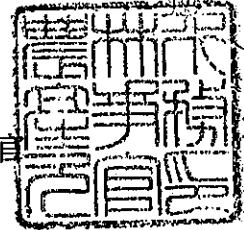


30経営第2542号  
平成31年3月27日

一般社団法人 全国農業会議所会長 殿

農林水産事務次官



農業委員会交付金等交付要綱の一部改正について

農業委員会交付金等交付要綱（平成17年4月1日付け16経営第8328号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、今後とも本事業の円滑かつ適正な実施につき御配慮をお願いします。

以上、命により通知する。

農業委員会交付金等交付要綱（平成17年4月1日付け16経営第8328号農林水産事務次官依命通知）一部改正 新旧対照表  
（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
農業委員会交付金等交付要綱	農業委員会交付金等交付要綱
<p>第1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、都道府県が農業委員会の経費に対して市町村に交付する交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）の経費に対して交付する負担金に要する経費について、農業委員会法及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、都道府県に対しそれぞれ農業委員会交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金（以下「交付金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 別表の経費の欄1及び2に掲げる経費は、相互に流用してはならない。</p> <p>第4～第16 [略]</p>	<p>第1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、都道府県が農業委員会の経費に対して市町村に交付する交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）の経費に対して交付する負担金に要する経費について、農業委員会法及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、都道府県に対しそれぞれ農業委員会交付金、<u>農地利用最適化交付金</u>及び都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金（以下「交付金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 別表の経費の欄1、<u>2及び3</u>に掲げる経費は、相互に流用してはならない。</p> <p>第4～第16 [略]</p>

附 則（平成31年3月27日付け 30経営第2524号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（第2及び第8関係）

経 費	補 助 率	重要な変更
		経費の内容変更
1 農業委員会交付金 [略]	定 額	[略]
<u>[削る。]</u>	<u>[削る。]</u>	<u>[削る。]</u>
2 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 [略]	定 額	

別表（第2及び第8関係）

経 費	補 助 率	重要な変更
		経費の内容変更
1 農業委員会交付金 [略]	定 額	[略]
2 農地利用最適化交付金 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当に対し、都道府県が市町村に交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定 額	実施対象委員会の変（農業委員会の文置又は統合による変更を除く。）
3 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 [略]	定 額	

別記様式第1号（第4関係）

平成 年度農業委員会交付金等（農業委員会交付金、都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金）交付申請書

[中略]

2 事業計画及びその内容（又は実績）

(1) 農業委員会交付金 [略]

[削る。]

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 [略]

3 経費の配分及び負担区分

(1) 農業委員会交付金 [表略]

[削る。]

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 [表略]

[中略]

別記様式第1号（第4関係）

平成 年度農業委員会交付金等（農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金）交付申請書

[中略]

2 事業計画及びその内容（又は実績）

(1) 農業委員会交付金 [略]

(2) 農地利用最適化交付金

(3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 [略]

3 経費の配分及び負担区分

(1) 農業委員会交付金 [表略]

(2) 農地利用最適化交付金 [表略]

(3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 [表略]

[中略]

5 農業委員会交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金の収支予算（又は精算）

(1) 収入の部 [表略]

(2) 支出の部

1 農業委員会交付金 [略]

[削る。]

2 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 [略]

[中略]

[削る。]

5 農業委員会交付金、農地利用最適化交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金の収支予算（又は精算）

(1) 収入の部 [表略]

(2) 支出の部

1 農業委員会交付金 [略]

2 農地利用最適化交付金 [略]

3 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 [略]

[中略]

(注) 2の(2)の様式は、農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）の第4の1の(4)に規定する都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画及び第4の2の(2)に規定する農地利用最適化交付金成果実績報告書に準ずる。

別記様式第2号・第3号 [略]

別記様式第2号・第3号 [略]

別記様式第4号（第11関係）

別記様式第4号（第11関係）

[中略]

[中略]

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		12月末日までに完了したもの		1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率 (B/A)	事業費	事業完了 予定年月日	
A	B	(B/A)	(A-B)			
	円	円	%	円		

区 分	交付金事業等に要する経費	事業の遂行状況				備 考
		12月末日までに完了したもの		1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率 (B/A)	事業費	事業完了 予定年月日	
A	B	(B/A)	(A-B)			
	円	円	%	円		

[後略]

[後略]

別記様式第5号 [略]	別記様式第5号 [略]
<p>別記様式第6号(第12関係)</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1～3 [略]</p> <p>4 実績の報告に当たり、別紙1及び別紙2を添付すること。</p> <p>5 [略]</p> <p>(別紙1) 農業委員会交付金市町村別実績 [略]</p> <p><u>[削る。]</u></p> <p>(別紙2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金事業実績 [略]</p>	<p>別記様式第6号(第12関係)</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1～3 [略]</p> <p>4 実績の報告に当たり、別紙1から別紙3までを添付すること。</p> <p>5 [略]</p> <p>(別紙1) 農業委員会交付金市町村別実績 [略]</p> <p><u>(別紙2) 農地利用最適化交付金市町村別実績 [略]</u></p> <p>(別紙3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金事業実績 [略]</p>
別記様式第7号・第8号 [略]	別記様式第7号・第8号 [略]

## 農業委員会交付金等交付要綱

平成17年4月1日付け16経営第8328号

農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成31年3月27日付け30経営第2524号

**第1** 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、都道府県が農業委員会の経費に対して市町村に交付する交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）の経費に対して交付する負担金に要する経費について、農業委員会法及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、都道府県に対しそれぞれ農業委員会交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金（以下「交付金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

**第2** 交付金等の交付の対象となる事業（以下「交付金事業等」という。）の経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

**第3** 別表の経費の欄1及び2に掲げる経費は、相互に流用してはならない。

**第4** 規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号によ

る交付申請書のとおりとする。

- 2 前項の交付申請書は、申請を行う都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出しなければならない。

**第5** 規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出の期限は、毎年度、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

**第6** 地方農政局長等は、第4第2項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金等を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に交付金等交付決定の通知を行うものとする。

**第7** 都道府県知事は、規則第3条第1号に規定する変更、中止又は廃止につき同項の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

**第8** 規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

**第9** 都道府県知事は、規則第3条第2号の規定により指示を求める場合には、速やかに交付金事業等が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業等の遂行が困難となった理由及び交付金事業等の遂行状況を記載した書類を地方農政局長等に提出しなければならない。

**第10** 都道府県知事は、交付金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降とする。

**第11** 都道府県知事は、交付金等の交付の決定があった年度の12月末日現在において、

別記様式第4号により遂行状況報告書を作成し、1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号の概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付金事業等の遂行状況報告を求めることができる。

**第12** 規則第6条第1項の別に定める実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、交付金事業等を完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金等の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに地方農政局長等へ提出するものとする。

**第13** 地方農政局長等は、第12の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金等の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、都道府県に交付すべき交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、その超える部分の交付金等の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金等の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

**第14** 都道府県知事は、交付金事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業等の収入及び支出を記載し、交付金等の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の帳簿及び証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。



**第15** 都道府県知事は、当該交付金事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第7号による交付金等調書を作成しておかなければならない。

**第16** 都道府県は、市町村又は都道府県農業委員会ネットワーク機構に交付金等を交付するときは、本要綱第7から第15までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県は、都道府県農業委員会ネットワーク機構に交付金等を交付するときは、都道府県農業委員会ネットワーク機構に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 都道府県農業委員会ネットワーク機構は、間接交付金事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業等の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第8号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則 (平成22年3月31日付け21経営第7256号)

この通知は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日付け22経営第7175号)

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則 (平成25年4月1日付け24経営第3585号)

- 1 この通知は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成26年3月24日付け25経営第3563号）

- 1 この通知は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成28年3月29日付け27経営第3275号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成30年3月30日付け29経営第3548号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成31年3月27日付け30経営第2524号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（第2及び第8関係）

経費	補助率	重要な変更
		事業の内容変更
<p>1 農業委員会交付金</p> <p>農業委員会法第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費であって、次の(1)～(3)に掲げるものの財源に充てるため、都道府県が市町村に交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p> <p>(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当</p> <p>(2) 職員設置費</p> <p>(3) 農地調査・資料整備費</p>	定額	実施対象委員会の変更（農業委員会の分置又は統合による変更を除く。）
<p>2 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金</p> <p>農地法（昭和27年法律第229号）により都道府県農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務に要する経費に対し、都道府県が都道府県農業委員会ネットワーク機構に負担金を交付する場合における当該交付に要する経費</p>	10/10以内	

別記様式第1号（第4関係）

平成 年度農業委員会交付金等（農業委員会交付金、都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金）交付申請書

番 号  
年 月 日

〔地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）〕 殿

都道府県知事 氏 名 ㊟

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付要綱第4の規定に基づき 金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容（又は実績）

(1) 農業委員会交付金

交付対象委員会数 委員会

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金

ア 会議開催回数 回  
(出席役職員数 人日)

イ 打合せ、調査等実施回数 回  
(出席役職員数 人日)

ウ 負担金対象職員数 人  
(業務日数 人日)

### 3 経費の配分及び負担区分

#### (1) 農業委員会交付金

区 分	総事業費 (A+B+C)	交付金事業等に要する経費  〔又は、交付金事業等に要した経費〕 (A+B)	負担区分		
			国 A	都道府県 B	市町村 C
1 農業委員及び農地 利用最適化推進委員 手当	円	円	円	円	円
2 職員設置費					
3 農地調査・資料整 備費					
合 計					

#### (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金

区 分	総事業費 (A+B+C)	交付金事業等に要する経費  〔又は、交付金事業等に要した経費〕 (A+B)	負担区分		
			国 A	都道府県 B	都道府県 農業委員 会ネット ワーク機 構 C
1 役職員手当	円	円	円	円	円
2 職員給与費等					
3 旅費					
4 事務等経費					
5 その他の経費					
合 計					

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 農業委員会交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金の収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減	備考
1 国庫交付金及び国 庫負担金並びに国庫 補助金	円	円	円	
2 その他				
合 計				

(2) 支出の部

	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減	備考
1 農業委員会交付金	円	円	円	
2 都道府県農業委員 会ネットワーク機構 負担金				
合 計				

(注) 当該交付金事業等に要する対象経費のみを記載すること。

6 添付資料

交付金等に係る都道府県の交付要綱等

別記様式第2号（第7関係）

平成 年度農業委員会交付金等（〇〇〇〇〇）変更承認申請書

番 号  
年 月 日

（地方農政局長（北海道にあっては  
農林水産大臣、沖縄県にあっては  
沖縄総合事務局長）） 殿

都道府県知事 氏 名 ⑩

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業委員会  
交付金等については、農業委員会交付金等交付要綱第7の規定に基づき下記のと  
おり計画を変更し[金 円の追加交付(減額承認)を受け]たいので、承認  
されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。  
2 金額の変更のない場合は[ ]の部分を除くこと。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

(記載事項は、別記様式第1号の記に準ずる。)

- (注) 1 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧  
書で上段に記載すること。

ただし、経費の配分及び収支予算については、変更がないものについ  
ても記載するものとする。

- 2 交付金事業等を中止しようとする場合にあっては、「変更」を「中  
止」と置き換え、廃止しようとする場合にあっては、「変更」を「廃  
止」と置き換えること。

別記様式第3号（第10関係）

平成 年度農業委員会交付金等（〇〇〇〇〇）概算払請求書

番 号  
年 月 日

官署支出官地方農政局総務部長  
 （北海道においては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、  
 北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局管内に所在  
 する場合は官署支出官地方農政局総務管理官、沖縄県においては官署  
 支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長）

殿

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記により金 円を概算払によって交付されたく、農業委員会交付金等交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

平成 年 月 日 現在

区 分	総事業費	(A) 国庫交付金等	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了 予定年月日	備考
			金 額	出来高	金 額	●月●日迄 予定出来高	金 額	●月●日迄 予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。  
 2 「区分」欄には、別記様式第1号の記の3の「経費の配分及び負担区分」に掲げる経費ごとに記載すること。



別記様式第4号（第11関係）

平成 年度農業委員会交付金等（〇〇〇〇〇）遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〔地方農政局長（北海道にあっては  
農林水産大臣、沖縄県にあっては  
沖縄総合事務局長）〕 殿

都道府県知事 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業委員会  
交付金等について、農業委員会交付金等交付要綱第11の規定に基づき、下記のと  
おり事業遂行状況を報告する。

記

区 分	総事業費  A	事業の遂行状況				備 考
		12月末日までに 完了したもの		1月1日以降に実施 するもの		
		事業費 B	出来高 比率 (B/A)	事業費 (A-B)	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。  
2 「区分」欄には、別記様式第1号の記の3の「経費の配分及び負担区分」に掲げる経費ごとに記載すること。  
3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号（第11関係）

平成 年度農業委員会交付金等（〇〇〇〇〇）概算払請求書

番 号  
年 月 日

〔 地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長） 〕 殿

〔 官署支出官地方農政局総務部長（北海道にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局管内に所在する場合は官署支出官地方農政局総務管理官、沖縄県にあっては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長） 〕 殿

都道府県知事 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、農業委員会交付金等交付要綱第11の規定に基づき、12月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

また、併せて金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日 現在

区 分	総事業費	(A) 国庫 交付金等	(B) 既受領額		遂行状 況報告 12月末日の 出来高	(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了 予定年月日	備考
			金 額	出来高		金 額	●月●日迄 予定出来高	金 額	●月●日迄 予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。  
2 「区分」欄には、別記様式第1号の記の3の「経費の配分及び負担区分」に掲げる経費ごとに記載すること。

別記様式第6号（第12関係）

平成 年度農業委員会交付金等（〇〇〇〇〇）事業実績報告書

番 号  
年 月 日

〔 地方農政局長（北海道にあっては  
農林水産大臣、沖縄県にあっては  
沖縄総合事務局長） 〕 殿

都道府県知事 氏 名 ④

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、農業委員会交付金等交付要綱第12の規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。）

記

- （注） 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。  
2 記の記載事項については、別記様式第1号の記載要領に準ずる。  
3 記の5（2）の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。  
4 実績の報告に当たり、別紙1及び別紙2を添付すること。  
5 添付書類については、交付金等交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。  
また、以下の資料を添付すること。ただし、（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、（2）のみの添付も可能とする。  
（1）各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し  
（2）事業実績内訳明細書

(別紙1) 農業委員会交付金市町村別実績

1 事業実績

一連番号	市区町村名	農業委員会名	農業委員及び農地利用最適化推進委員関係		職員関係		農地調査・資料整備費関係	備考 (農業委員会の廃置分合の経過とその他参考事項)
			農業委員数	農地利用最適化推進委員数	現員	左のうち交付対象人員	対象件数	
			人	人	人	人	件	
合計								

(注) 一連番号は、農業委員会に合わせて算用数字をもって全委員会を通して付すこと。

2 経費実績

一連番号	市区町村名	農業委員会名	農業委員及び農地利用最適化推進委員手当			職員設置費			農地調査・資料整備費			事業実績合計(A+B+C)			
			事業実績(A)	負担区分			事業実績(B)	負担区分			事業実績(C)			負担区分	
				国(a)	都道府県	市町村		国(b)	都道府県	市町村		国(c)	都道府県	市町村	うち農業委員会交付金実績(a+b+c)
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計															

(注) 別記様式第1号に準じて記載した記の3の(1)の実績の内訳を記載すること。

(別紙2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金事業実績

都道府県農業委員会ネットワーク機構名	役職員手当関係				職員設置関係	
	会議		調査、打合せ等		負担金対象職員数	業務日数
	開催回数	人数	実施回数	人数		
	回	人日	回	人日	人	人日

業務処理件数			
農地法第4条及び第5条関係		農地法第18条関係	農地法第39条関係
総件数	うち30a以下		
件	件	件	件

(注)

- 1 役職員手当関係の人数の欄には、負担金を手当に充当した役職員の出席日数の総計を記載すること。
- 2 職員設置関係の業務日数には、負担金を給与費等に充当した職員の業務日数の総計を記載すること。

別記様式第7号（第15関係）

平成〇〇年度  
農林水産省所管

〇 〇 交 付 金 等 調 書

国			都 道 府 県 名										備 考
交付金等名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 国庫交付金 等相当額	支出 済額	うち 国庫交付金 等相当額	翌年度 繰越額	うち 国庫交付金 等相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付金等名」欄には、交付金事業等の名称のほか、当該交付金事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付金事業等に係る都道府県の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金等額を内書（ ）すること。

別記様式第8号（第16関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。